

特集

税金は納期限内に納めましょう

「納め忘れた」「納められない」「納めたくない」…。税金の滞納は、納期限内に納税されたみなさんとの不公平が生まれるほか、督促のための費用が掛かるなど、税金の有効活用にも支障を来します。

さらに、滞納を続ければ、貴重な財産が差し押さえられてしまうこともあります。

◎公平な納税を進めます

納税は、日本国憲法に定められた国民の三大義務（教育、勤労、納税）の一つです。町税を納期限までに納めず、滞納したままにしておくことは、納期限内に納税している大部分の納税義務者との公平性を欠くことになります。

また、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障を来すことにもなりかねません。町では、公平な納税を進

めるため、滞納者に対しても財産の差し押さえなどの滞納処分を強化します。

◎税金の滞納に得はありません

地方税法では、税負担の公平性を期すために、督促状を発してから10日を経過しても納税されないと規定しています。

◎差し押さえを受けると

この差し押さえは、民事上の強制執行とは異なり、裁判所の許可を得ることなく町（徴税吏員）が自ら執行できることになっています。

また、法律では事前の差し押さえ告知も必要とされて

います。しかし納税の催告にもかかるらず、**納税をしていない**場合には、法律に基づき財産（預貯金、給与、不動産、自動車、生命保険、売掛金など）を差し押さえすることになります。

などへの搜索の権限も与えられています。納期を過ぎても納められない税金は、延滞金の加算対象となります。発生した

延滞金は、免除することはできませんので、新たな納付の義務を負うことになります。

税金を滞納したまま放置することは、経済的な利益を受けたり、社会的な信用を失ったりする結果になってしまいます。

税は自主納付が基本です。しかし納税の催告にもかかるらず、**納税をしていない**ただけない場合や納税について誠意が見られない場合は、法律に基づき財産（預貯金、給与、不動産、自動車、生命保険、売掛金など）を差し押さえすることになります。

『払えるときに払えるだけ』ではなく、『まず納税』をお願いします。

町税以外にも、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、町営住宅使用料など、町に納めなくてはならないものがあります。

これらの負担は、それぞれの制度を安定して運営するための原資として必要不可欠なものです。

しかし、こうしたものにも町税同様に未納があります。

◎早めの納税相談を

いずれも役場の各課で納付相談を受付けています。

付相談を受付けているほ

か、一括納付が困難な場合には分割納付が可能なものもあります。期限内の納付

ことがあります。期限までに税金を納付する

ことができない方、また、一度に納付することが困難な方は、お早めに住民課総合収納係にご相談ください。生活状況などをお聞きしたうえで、納付方法を決めさせていただきます。

税は、みんなの暮らしをより良くするための最も基本的な公共料金とも言えます。

めのため、滞納者に対しても財産の差し押さえなどの滞納

処分を強化します。

病気や失業、事業不振など、やむを得ない理由で納付の義務を負うことになつ

てします。

公平な税金は、納期限内に

納めましょう。

